

鳥取縣公報

昭和十九年八月四日
第一千五百五十號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

● 縣令	工作物築造統制規則施行細則中改正	一頁
○ 告示	カ1パイト地方需要者ノ團體指定	四頁
	度量衡器第一種取締並市町村長ノ行フ	四頁
	第二種取締ノ執行省略	四頁
	國民健康保險法第十條第一項ノ規定ニ依ル指定	五頁
	橋津海水浴場開設許可	五頁
	鳥取海水浴場開設許可	五頁
	工業調査員任命	六頁
	商業調査員任命	三頁
	縣海陸小運送協議會規程制定	二七頁
	縣農業水利改良事業所出張所	二九頁
	並法勝寺出張所事務取扱一時中止	二九頁
	昭和二十年度海軍志願兵徵募	三〇頁
	縣中小商工業資金融通損失補償規程中改正	三五頁
	竹製品ノ販賣價格改正	三七頁

縣令

◇鳥取縣令第五十六號

昭和十八年四月鳥取縣令第三一號工作物築造統制規則施行細則中左ノ通改正ス

昭和十九年八月四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第一條、第二條、第三條、第五條中「商工大臣」ヲ「軍需監理部長」ニ改ム

第二條中「別記第一號様式」ヲ「別記様式ノ(一)、(二)」ニ改メ、同條第五號ヲ削ル

第四條、第六條、第七條削除
附 則

第九條、第十條削除
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル) 火金曜日

昭和十九年八月四日 第一千五百五十號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

- 二、住家又ハ業務併用住家ニシテ既存部品ヲ有スルモノハ用途別延面積ヲ摘要欄ニ記入ノコト
- 三、所要資材ハ附表品種別ニ依リ記入シ手持ハ自由購入ノモノト雖モ使用量ハ必ラズ記入ノコト
- 四、居住人員ノ員數、氏名、世帯主トノ續柄ヲ摘要欄ニ記入ノコト

告示

鳥取縣告示第四百三十七號

カーバイド 配給統制規則第十條ノ規定ニ依リ需要者ノ團體左ノ通指定ス

昭和十六年九月鳥取縣告示第七一二號、同年十月鳥取縣告示第八四五號昭和十七年十一月鳥取縣告示第七一六號、第七一七號、並第七四一號ハ之ヲ廢止ス

昭和十九年八月四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

日本船舶用内燃機統制組合鳥取支所

鳥取木造船組合

鳥取縣自動車整備統制組合

本縣海運協會山陰支部境出張所

鳥取縣農器具製造統制組合
鳥取縣機械器具工業統制組合

鳥取縣告示第四百三十八號

本縣トニ於ケル大阪鐵道局管内各驛ガ其ノ所在地ニ於テ使用ニ係ル度量衡器ハ昭和二十一年七月三十一日迄其ノ第一種取締市町村長ノ行フ第二種取締ノ執行ヲ左ノ條件ヲ附シ省略ス

昭和十九年八月四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

省略ニ關シ示達スヘキ條件

- (イ) 度量衡管理員ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ豫メ知事ノ承認ヲ求ムルコト
- (ロ) 検査ニ必要ナル器具機械ノ設備ヲ縮少セムトスルトキハ知事ノ承認ヲ受クルコト

標準器ニ依ル検査ハ届出ニ係ル取扱規程ヲ勵行スルト共ニ特ニ器物取扱上ノ指導ニ關シテハ當廳ト緊密ナル聯繫ヲ爲シ一層適切ナル方途ヲ講スルコト

鳥取縣告示第四百三十九號

國民健康保險法第十三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定セリ

昭和十九年八月四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 組合ノ名稱 用瀬町國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 鳥取縣八頭郡用瀬町大字用瀬百八拾八番地

- 三 組合ノ地區 鳥取縣八頭郡用瀬町
- 四 組合員ト爲ルベキ者ノ範圍ヨリ除外スルモノ

(イ) 外國人

(ロ) 健康保險ノ被保險者ニシテ世帯主タルモノ

(ハ) 勅令ニ依リ組織セラルル共濟組合ノ組合員ニシテ世帯主タルモノ

五 指定年月日 昭和十九年七月二十七日

鳥取縣告示第四百四十號

東伯郡橋津村大字橋津一六二番地

門 田 房 藏

右者ニ對シ左記遊泳場ノ開設ヲ許可セリ

昭和十九年八月四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 名稱 橋津海水浴場
- 一 所在地 東伯郡橋津村大字橋津
- 一 開設期間 昭和十九年自七月十五日 至八月卅一日

鳥取縣告示第四百四十一號

鳥取市長 吉 村 哲 三

右者ニ對シ左記遊泳場ノ開設ヲ許可セリ

昭和十九年八月四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 名稱 鳥取海水浴場
- 一 所在地 鳥取市賀露町
- 一 開設期間 昭和十九年自七月十五日 至八月卅一日

鳥取縣告示第四百四十二號

昭和十八年十二月二十四日附ヲ以テ左記ノ者ニ對シ資源調査員ヲ命ジ工業調査員ニ指定セリ

昭和十九年八月四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

職務執行ノ區域	氏名	職務執行ノ區域	氏名
鳥取市	田中 秀雄 豊福 壯平 小林 亀久治 竹内 豊實 竹内 壽藏 林 米藏 國本 虎司 竹内 幹 前田 徳治 和多瀬 豊治 伊藤 徳治 小田 宗市 須崎 岸藏 笹尾 金晴 橋本 爲一郎	米子市	米村 榮治 山形 春義 横河 文衛 本郷 信義 前田 惣次郎 岡田 愛吉 西尾 光儀 糸谷 正義 山口 一雄 岡本 鹿道 大久保 忠祥 川上 純一 河崎 三造 西山 奉次 浦部 好治

兄 重利 船越 重義 藤谷 冬雄 今島 茂 土井 保三 大櫃 長太郎 掛谷 榮一 遠藤 明夫 岩坂 清太郎 桑原 友衛 八幡 武 福村 繁次郎 中島 長治郎 山添 堯運 鹿島 藤重 神 清三郎 石橋 美左男 松井 英雄 山根 時茂 齊古 徳治 吉村 虎藏 西原 都夫 田益 由信	岩美郡 米里村 倉田村 宇倍野村 成器村 大茅村 面影村 津ノ井村 福部村 大岩村 本庄村 小田村 網代村 浦富町 田後村 東井村 岩井町 蒲生村 賀茂村 國中村 船岡村 大伊村	鷲見 峯太郎 吉田 芳信 種田 幸吉 中村 利明 松川 泰男 太田 孝憲 市村 光義 福田 多喜男 村田 長雄 澤 松一 山田 壽夫 河口 勝治 濱野 幸男 油淺 勝一 杉山 義雄 川本 恒吉 小谷 文吉 小谷 實 豊口 正春 影山 繁次郎 村田 正次 藤田 良雄 林 登美男
---	--	--

逢坂村	勝部村	中郷村	青谷町	日置谷村	日置村	正條村	鹿野町	瑞穂村	酒津村	寶木村	末恒村	大郷村	吉岡村	千代水村	松保村	湖山村						
山本	藤内	尾崎	磯江	相見	花原	仲村	土尾	大西	笹尾	長谷川	田淵	長谷川	富山	加納	木下	三橋	石上	龜井	小谷	民家	山本	竹内
拾巳	桑吉	市藏	壽枝	義信	幸次	博	壽久	敏雄	熊藏	芳實	正敏	實	高雄	榮吉	清	政好	吉治	泰三	信愛	元治	永治	壽
東伯郡																						
倉吉町	竹田村	旭村	小鹿村	三朝村	三朝村	花見村	淺津村	東郷松崎村	舍人村	泊村	宇野村	橋津村	長瀨村	上井町	西郷村	小鷲河村						
小谷	水谷	中井	桑田	福田	石井	安田	川本	小椋	岩山	野見	石賀	仙賀	中村	森田	平岡	青木	坂本	西方	福井	井手	小谷	中原
義明	直藏	稔	三郎	靈藏	和男	繁義	常幸	清吉	初藏	芳信	勝二	雅信	博文	壽信	平藏	爲藏	四郎	正則	勝治	寬	榮	米藏

山郷村	智頭町	社頭村	佐治村	用久瀨町	大岐村	散岐村	西郷村	八上村	河原町	國英村												
藤原	平尾	長石	前橋	林	林	加賀田	福安	井上友次郎	岡村	山本	茂上	長谷	小谷藤四郎	岡島	西尾	白尾喜太郎	田淵	下田金太郎	森田	野口	美田	東田
輝治	政雄	多市	孝志	正巳	慶雄	義雄	繁實	房雄	勇夫	鶴人	松藏	政晴	政晴	猛雄	昌造	利男	義男	利男	昌造	精一	忠雄	
氣高郡																						
明治村	豐實村	東郷村	大正村	美穗村	大和村	神戶村	下私都村	中私都村	上私都村	池田村	若櫻町	八東村	丹比村	安部村	單部村	大御門村						
山川	橫山	中居	仲谷	半田	渡邊	西村	島山	谷口	藏内	森本	岡恒	中田	恒谷	山本	熊田	太田	枋本	加藤	長砂	藤田	前田	村上
春信	常治	勳	勳	輝實	貞美	利一	芳晴	繁明	熊藏	君江	實藏	勘藏	道男	作治	甚一	節	甚一	太郎	由秋	英一	靜雄	

小鴨村 上小鴨村 矢送村 南谷村 山守村 北谷村 高城村 社手村 灘手村 上北條村 中北條村 下北條村 榮村 大誠村 由良町 浦安町 八橋町 上郷村 下郷村 古布庄村

山田 晃司 中島 肇 藤井 茂 増田 武 鋤崎 才子 繁原 延次 稻波 清太郎 杉本 正則 村本 正人 宮川 民夫 伊東 財兵衛 河本 久太郎 瀧根 良太郎 安田 勝儀 谷口 孝市 高尾 多喜三 米原 健一郎 吉田 榮 定常 重雄 佐山 孝之 藤原 辰市 生田 初一 浪花 寛藏

西伯郡

赤碕町 成美村 以西村 安田村 上中山村 下中山村 彦名村 崎津村 渡江村 外江村 境町 上道村 余子村 中濱村 大篠津村 和田村 富益村 夜見村 成實村

坂本 莊太郎 岡村 ゆき 三好 亀藏 小松 實雄 池口 喜代治 川中 秀雄 金田 石屋 吉田 清輝 阿山 繁知 松中 輝美 角 輝 松本 潔 遠藤 高義 佐々木 仁兵衛 遠藤 秀雄 森川 信雄 松下 幸 小谷 繁市 本池 京 吉岡 繁幸 河田 大吉 足立 延春 入江 英治

天津村 大國村 法勝寺村 上長田村 東長田村 手間村 賀野村 尚徳村 五千石村 幡郷村 大幡村 縣村 春日村 大高村 巖村 日吉津村 大和村 淀江町

秦 柳壽郎 陶山 重徳 糸田 利久 塚田 俊光 中川 和代 加藤 日代 岡田 静雄 長谷川 英雄 平木 忠徳 土山 英雄 野崎 正美 生田 一治 土井 正美 小西 芳二 仲田 章 加藤 一二 大村 林二 尾澤 五郎 生田 久二 野引 正信 森田 吉重 高島 貞市 渡瀬 一郎

日野郡

宇田川村 高麗村 所子村 大山村 庄内村 名和村 御來屋町 光徳村 逢坂村 二部村 黒坂町 大宮村 阿昆縁村 山上村 多里村 日野上村

生田 岩吉 岸本 久夫 須山 幸平 田山 長四郎 吹野 常藏 入江 清章 畑中 敬次 酒嶋 恒 地頭 岩吉 小村 文一 大原 勝 金谷 藤藏 船田 近義 野口 慶太郎 高見 正 影山 稔治 佐々木 信恵 青戸 英市 大村 義之 坪倉 吉之 濱田 孝惟 和田 茂治 長尾 儀四郎

日光村	溝口町	八郷村	米澤村	江尾村	神奈川村	根雨町	日野村	石見村	福榮村
高橋雄參	亀井良雄	紫田嘉一	小椋清	徳岡方治	宇田川源重	木山誠意	長尾勇	佐伯廣治	西村林市
									足羽修一

鳥取縣告示第四百四十三號

昭和十九年一月十七日附ヲ以テ左記ノ者ニ對シ資源調査員ヲ命ジ商業調査員ニ指定セリ

昭和十九年八月四日

鳥取縣知事

武 島

一 義

職務執行ノ區域	氏 名	職務執行ノ區域	氏 名
鳥 取 市	伊澤 徹 米山 藤藏 筒井喜代治 平尾 富治		米澤 完治 中嘉一郎 平野 正行 濱山 愛治 松谷 幸一郎

職務執行ノ區域	氏 名	職務執行ノ區域	氏 名
岩美郡	米里村 倉田村 宇倍野村	八頭郡	成器村 大茅村 面影村 津ノ井村 福部村
米 子 市	國本 虎治 竹内 豊實 録澤 清六 安引 勇 竹田 幹 古寺 秀廣 大和谷久太郎 濱部久次郎 西山 春次 竹内 壽藏 田中 秀雄 北川 菊藏 金子 洲司 大西健次郎 八幡 武 山根 時茂 益田 定正 遠藤 明夫 山添 亮暹 松井 英雄 吉田 芳信 種田 幸吉 中村 利明	大岩村 本庄村 小田村 浦富村 網代村 田後村 東井村 岩井町 蒲生村 賀茂村 國中村 船岡村 大伊村 國英村 河原町 八上村 西郷村	松川 泰男 太田 孝憲 秋出 重美 福田多喜男 小谷 高照 米澤 菊治 澤 松一 山田 壽夫 河口 勝治 濱野 幸雄 山崎 勝次 川本 恒吉 小谷 文吉 小谷 實 宮下 實藏 影山繁次郎 小谷 武延 藤山 良雄 林 登美男 東田 忠雄 松本 茂 野口 昌造 森田 利男

氣高郡

散岐村 大用村 佐治村 社頭村 智頭町 山郷村 大御門村 隼部村 安部村 丹比村 八東村 若櫻町 池田村 上私都村 下私都村 神戶村 大和村 美穂村 大正村 東郷村 豐實村 明治村

下田金太郎 田淵義男 島村峰治 田中照男 加賀田義雄 栗田嘉平 藤原輝治 村上靜雄 前田英一 藤田由秋 長砂吉太郎 加藤繼太郎 淺井友男 中田實藏 岡垣君江 藏内繁明 北山壽實 渡邊貞美 半田輝實 仲谷勳 中居勳 横山常治 坂入輝夫

東伯郡

湖山村 松保村 千代水村 吉岡村 大郷村 末恒村 寶木村 酒津村 瑞穂村 鹿野町 正條村 逢坂村 小鷺河村 日置谷村 日置村 青谷町 中郷村 勝部村 勝谷村 西郷村 上井町 長瀬村 橋津村

山本永治 民家元治 小谷信愛 田中貢 石土吉治 德安惠治 木下清 加納榮吉 富山高雄 長谷川實 田淵正敏 山本捨巳 中原未藏 長谷川義春 仲村博 磯江壽枝 尾崎市藏 藤内条吉 山名壽雄 小谷榮 井手添寛 福井勝治 西方正則

宇野村 泊人村 舍郷村 東郷村 松崎村 淺津村 花見村 三朝村 三德村 小鹿村 旭村 竹田村 倉吉町

坂清四郎 青木爲藏 平岡兵藏 森田壽信 森田壽信 市橋毅 仙賀雅信 石賀勝三 野見芳信 尾崎節 川本常幸 安田繁義 伊東甚三 山田晃司 和田武男 和藤井茂 藤井長光 鋤崎すみ子 繁原延次 稻波清太郎 杉本正則 村本正人 宮川民夫

西伯郡

上北條村 中北條村 下北條村 榮村 大誠村 由良町 浦安町 上郷村 下郷村 古布庄村 八橋町 赤碕町 成美村 以西村 安田村 上中山村 下中山村 彦名村 崎津村 渡津村 外江村

伊東財兵衛 河本久太郎 濱根良太郎 安田勝儀 谷口孝市 齊尾多喜三 米原健一郎 吉田榮 定常重雄 佐山孝之 藤原辰市 生田初一 浪花寛藏 岡村ゆき 池口嘉代治 川中秀雄 金田石屋 吉田清輝 阿山繁知 松中輝美 角松 遠藤高義

境町
上道村
餘子村
中濱村
大篠津村
和田村
富益村
夜見村
成美村
天津村
大國村
法勝寺村
上長田村
東長三村
手間村
賀野村
尙徳村
五千石村
幡鄉村
大幡村
縣村
春日村
大高村

小谷 晴雄
森川 信雄
松下 幸
角 恭
本池 京
吉岡 繁幸
河田 大吉
足立 延春
佐藤 重壽
秦 柳壽郎
陶山 重徳
武部 武夫
塚田 昌
中川 俊光
加藤百和代
岡田 靜雄
長谷川英雄
平木 忠徳
土山 英雄
中野 武良
生田 一治
土井 正英
勝藏

日野郡
巖村
日吉津村
大和村
淀江町
宇田川村
高麗村
所子村
大山村
庄内村
名和村
御來屋町
光徳村
逢坂村
二部村
黒坂町
大宮村
阿毘孫村
山上村
多里村
日野上村
福榮村
石見村
日野村

仲田 章
加藤 一二
中林嘉治雄
樋口 健藏
野口 恒藏
入江 清章
畑中 敬次
酒崎 恒
小村 文一
大原 勝
岩本 周一
野口慶太郎
高見 正
影山 稔治
古川 幸重
青戸 英市
木村 義之
坪倉 吉之
濱山 孝惟
長尾儀四郎
西村 林市
佐伯 重藏
長尾 勇

◇鳥取縣告示第四百四十四號

鳥取縣海陸小運送協議會規程左ノ通定ム

昭和十九年八月四日

鳥取縣知事 武 島

鳥取縣海陸小運送協議會規程

第一章 協議會

第一條 計劃輸送ノ確保ト海陸綜合輸送力ノ最高度發揮ヲ
圖ル爲鳥取縣海陸小運送協議會(以下協議會ト稱ス)ヲ
設置ス

第二條 協議會ハ海陸小運送ニ關スル知事ノ諮問ニ答申シ
又ハ知事ニ對シ意見ヲ具申ス

第三條 協議會ハ概ネ左ノ事業ヲ行フモノトス

根雨町	木山 誠意
神奈川村	宇田川源重
江尾村	徳岡 方治
米澤村	川上 賢佐
八郷村	直野 隆治
溝口町	亀井 良雄
日光村	高橋 雄參

- 一、輸送要請ニ對スル輸送力ノ配分調整
 - 二、輸送實績ノ檢討
 - 三、輸送力増強方策ノ樹立促進
 - 四、輸送用物資(含車輛及部分品)ノ需給調整
 - 五、勞務對策
 - 六、自動車、機帆船共ノ他運搬具ノ修理對策
 - 七、其ノ他必要ナル事項
- 第四條 協議會ノ組織左ノ如シ
- | | |
|-----|-----|
| 會長 | 一 名 |
| 副會長 | 二 名 |
| 委員 | 若干名 |
- 第五條 會長ハ知事之ニ當ル

副會長ハ警察部長及大阪鐵道局米子管理部長ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 會長ハ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第七條 委員ハ左ニ掲クル者ノ中ヨリ會長之ヲ委囑ス

- 1 關係各廳官吏
- 2 陸海軍關係官
- 3 大政翼贊會縣支部役員
- 4 重要物資配給統制機關代表者其ノ他荷主關係者
- 5 縣貨物自動車運送事業組合並陸上小運搬業統制組合役員
- 6 山陰機帆船運送株式會社並小型機帆船組合役員
- 7 日本通運株式會社關係支店長並其ノ他ノ小運送業者
- 8 境港灣運送株式會社々長
- 9 車輛、燃料其ノ他輸送用物資配給機關代表者
- 10 縣工聯輕車輛部會役員

- 11 縣裝蹄帥會役員
- 12 縣自動車整備統制組合役員
- 13 其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル者

第八條 協議會ニ參與若干名ヲ置クコトヲ得

第九條 參與ハ內政部長、經濟部長其ノ他本會事業ニ關シ學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委囑ス

第十條 協議會ハ原則トシテ毎月一回ト旬ニ之ヲ開催ス

第十一條 協議會ハ必要ニ依リ地域別、輸送機關別、輸送品目別又ハ需給、勞務、修理等ノ部門別ニ之ヲ開催スルコトアルヘシ

第二章 幹事會

第十二條 協議會ニ幹事會ヲ置キ常任幹事一名及幹事若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第十三條 常任幹事ハ縣輸送課長ヲ以テ之ニ充ツ

幹事ハ左ニ掲クル者ノ中ヨリ會長之ヲ委囑ス

- 1 縣關係課長
- 2 大阪鐵道局米子管理部輸送課長
- 3 陸海軍關係輸送係官

縣翼贊壯年團幹部

5 貨物自動車運送事業組合統制部長並陸上小運搬業統制組合役員又ハ職員

6 山陰機帆船運送株式會社並小型機帆船組合役員又ハ職員

7 日本通運株式會社關係支店又ハ其ノ他ノ小運送業者ノ輸送擔當責任者

8 境港灣運送株式會社輸送擔當責任者

9 車輛、燃料其ノ他輸送用物資配給機關代表者

10 縣工聯輕車輛部會ノ役員又ハ職員

11 縣自動車整備統制組合役員又ハ職員

12 荷主關係代表者

13 其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル者

第十四條 幹事會ハ協議會ノ議案ヲ作成スルノ外庶務ニ從事ス

第十五條 幹事會ハ原則トシテ毎旬一回之ヲ開催ス

第十六條 幹事會ノ構成區分ニ關シテハ第十一條ノ規定ヲ準用ス

第三章 事務

第十七條 協議會ニ書記若干名ヲ置キ幹事ノ事務ヲ補佐セシム

書記ハ縣警察部、米子管理部、運送關係組合等ノ職員ニ就キ會長之ヲ委囑ス

第十八條 協議會ノ事務所ハ鳥取縣輸送課内ニ置ク

第四章 會計

第十九條 協議會ノ會計經理ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和十九年八月一日ヨリ之ヲ適用ス

鳥取縣告示第四百四十五號

鳥取縣農業水利改良事業所子出張所並鳥取縣農業水利改良事業法勝寺出張所ハ昭和十九年七月三十一日限之ガ事務取扱ヲ一時中止ス

昭和十九年八月四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

00228

鳥取縣告示第四百四十六號

昭和二十年度海軍志願兵左ノ通徴募セラル

昭和十九年八月四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 志願手續
 - 1 志願者ハ検査期日一週間前迄ニ別紙様式ニ依ル志願書ヲ居住地ノ市町村長ニ提出スベシ
 - 2 市町村長志願書ヲ受理シタル時ハ本人ノ最終學ノ學業成績證明書ヲ學校長ヨリ徴シ願書ニ添付スベシ
 - 3 町村長ハ右願書ヲ地方事務所長ニ送付スベシ
- 二 徴募兵種及年齡

兵種	年齡	生年	月	日
水兵(一般) 整備兵(一般) 機關兵、工作兵(金、木、施) 衛生兵、主計兵	滿十六年以上 滿二十一年未滿	自大正十三年十二月三日	至昭和四年十二月二日	出生者
少年水兵 少年整備兵(無線兵器)	滿十四年八月一日以上 滿十六年未滿	自昭和四年十二月三日	至昭和六年四月一日	出生者
電信兵、水測兵、暗號兵、電測兵、氣象兵	滿十四年八月一日以上	自大正十四年十二月三日	至昭和六年四月一日	出生者
乙種飛行兵(無線兵器)	滿二十年未滿	自大正十四年十二月三日	至昭和四年十二月二日	出生者
軍樂兵	滿十六年以上 滿二十年未滿	自大正十四年十二月三日	至昭和四年十二月二日	出生者

備考 年齡ハ昭和二十年十二月一日現在ヲ計算トス

00229

検査期日及開始時刻	検査場所	検査區	志願者	出頭範圍
昭和十九年八月十六日 午前八時	日野郡根雨町	日野	二部村、溝口町、八郷村、日光村	
同	根雨國民學校	日野	米澤村、江尾村、神奈川村、根雨町、日野村	
同	同	日野	黒坂町、石見村、福榮村、多里村、日野上村	山上村、阿毘縁村、大宮村
同	同	米子市	境町	
同	米子市角盤町	米子市	渡村、外江村、上道村、余子村、中瀧村、大篠津村	
同	角盤國民學校	西伯	彦名村、崎其村、和田村、富益村、夜見村、成實村、天正村、大國村	
同	同	西伯	法勝寺村、上長田村、東長山村、賀野村、手間村、尙德村、五千石村	
同	同	西伯	幡郷村、大幡村、縣村、春日村、大高村、巖村、日吉津村	
同	同	西伯	大山村、庄内村、名和村、御來屋町、光徳村、逢坂村	
同	同	西伯	大和村、淀江町、宇田川村、高麓村、所子村	
同	御來屋國民學校	西伯	御來屋國民學校	

2 志願者ハ検査前日必ラズ入浴シ身体ヲ清潔ニシ耳ノ検査ヲ完全ニ行ヒ得ル様耳垢ヲ除キ口中ヲ清潔ニシ且安眠スベシ

3 志願者ハ青年學校手帳、鉛筆、辨當、風呂敷(身体検査ノ際衣類ヲ包ム爲)ヲ持參スベシ
4 志願者ハ學術ノ豫習並豫備身体検査ヲ行ヒ懸垂不能又ハ肺活量不足ノモノハ懸垂練習又ハ深呼吸ヲ實行シ不合格ヲ未然ニ防止スベシ

5 其ノ他詳細ナル事項ハ市町村長ニ承合スベシ
尚トラホーム、皮膚病等ノ如キ一時的疾患ニ依リ不合格トナラザル様努力スベシ
年在學中若ハ修了)
(青年學校本科第何學年在學中若ハ本科卒業)

海軍 志願 兵 志願 書
本籍地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地
現居住地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地(何某方)
戸主トノ續柄 戸主何某何々
(振假名ヲ附ス)

氏 名
年 月 日生
昭和 年 月 日 本人 氏 名
現住地 縣 郡(市) 町(村)大字 番地

一、希望兵種 第一希望 第二希望 第三希望
一、修學程度(國民學校高等科修了又ハ何中學校) 第何學

鳥取縣知事武島一義殿

◇鳥取縣告示第四百四十七號

昭和十二年十二月鳥取縣告示第七百四十二號鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程中左ノ通改正ス

昭和十九年八月四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第一條中「商業組合」ヲ「商工組合商業組合」ニ改メ左ノ

一項ヲ加フ前項ノ中小商工業者トハ商業、工業、鑛業又ハ交易業ヲ營ム個人又ハ會社(公稱資本金又ハ出資金ノ額ガ五十萬圓ヲ超ユルモノヲ除ク以下同ジ)ヲ謂フ

第六條 最終借受人ニ對スル貸付條件ハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依ル

但シ預金部資金ニ付テハ各其ノ融通要綱ニ依ル
一 最終借受人ノ資格

- (イ) 中小商工業者ニシテ生活必需品其ノ他重要物資ノ生産配給等ノ事業ヲ營ムモノ
- (ロ) 中小商工業者ニシテ企業ノ整備又ハ事業ノ統制ノ爲法令、法令ニ基ク命令又ハ行政官廳ノ指導若ハ斡旋ニ依リて(イ)ニ掲グル事業ヲ開始セントスルモノ

(イ) 大東亞戰爭ニ於ケル戰死者ノ遺族應召者ノ家又ハ歸郷應召者ニシテ新(イ)ニ掲グル事業ヲ營マントスルモノ

(ニ) 商工組合、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、市街地信用組合

二 最終借受人ニ對スル貸付金額ノ限度
(イ) (イ)ニ掲グル者ノ中個人ニ對スル貸付ニ在リテハ一人當リ五萬圓以内トス

但シ無擔保ノ場合ハ一萬圓以内トス
(ロ) (イ)ニ掲グル者ノ中會社ニ對スル貸付ニ在リテハ一會社當リ二十萬圓以内トス 但シ無擔保ノ場合ハ二萬圓以内トス

但シ此ノ場合ニ於テ一口ノ貸付金額ガ十萬圓ヲ超ユルトキハ一口毎ニ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ

- (イ) (ロ)ニ掲グル者ノ中會社ニ對スル貸付ニ在リテハ一會社當リ二十萬圓以内トシ無擔保ノ場合ハ二萬圓以内トス 但シ此ノ場合ニ於テ一口ノ貸付金額ガ十萬圓ヲ超ユルトキハ一口毎ニ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ

一 (ロ)ニ掲グル者ノ中個人ニ對スル貸付ニ在リテハ十萬圓以內トシ無擔保ノ場合ハ一萬圓以內トス 但シ此ノ場合ニ於テ一口ノ貸付金額ガ五萬圓ヲ超ユルトキハ一口毎ニ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ

(ニ) 商工組合、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合及市街地信用組合ニ對スル貸付ニ在リテハ制限ヲ設ケズ 但シ金融機關ガ之等ノ組合ニ貸付ヲ行フ場合ハ一口毎ニ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ

三 資金ノ用途

(イ) 個人又ハ法人(企業整備ニ依ル新統合体ヲ含ム)ニ對スル設備資金、運轉資金及舊借借換資金

(ロ) 商工組合、商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合聯合會、工業小組合ノ各事業資金並市街地信用組合ノ商工業者ニ對スル信用事業資金

前記各號ノ資金中舊債ノ償還ニ充ツルモノニ付テハ其ノ舊債ガ當該金融機關ノ貸付金ナルトキハ知事ノ承認アリタルモノニ限ル

四 償還方法及期限
十ヶ年以內ノ年賦半年賦及定期償還(二ヶ年以內ノ据置期間ヲ含ム)

五 利率
最終貸付利率ハ年五分二厘以內トス

第九條中「商業組合」ヲ「商工組合、商業組合」ニ改ム第十四條

補償ヲ受クベキ金融機關ハ商工組合中央金庫、農林中央金庫、庶民金庫、特殊銀行、普通銀行、無盡會社、商工組合、商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會、市街地信用組合、地方農業會、信用組合及組合聯合會ニシテ最終借受人ニ對シ直接貸付ヲ爲ス金融機關トス 但シ商工組合中央金庫、農林中央金庫、庶民金庫、特殊銀行、普通銀行、統制組合ヲ組合員トスル統制組合、商業組合聯合會、工業組合聯合會、自動車運送事業組合聯合會、縣農業會又ハ信用組合聯合會ガ商工組合、商業組合、商業組合聯合會、工業組合、工業組合聯合會、自動

車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會、市街地信用組合又ハ市町村農業會ニ對シ其ノ所屬組合又ハ組合員ニ貸貸スベキ資金ヲ融通スル場合ニハ此等貸付機關ハ補償ヲ受クベキ金融機關タルコトヲ妨ゲズ

前項但書ニ依リ商工組合中央金庫、農林中央金庫ヲ庶民金庫、特殊銀行、普通銀行統制組合ヲ組合員トスル統制組合、商業組合聯合會、工業組合聯合會、自動車運送事業組合聯合會、縣農業會又ハ信用組合聯合會ガ補償ヲ受クベキ金融機關タル場合ニ於テハ他ノ金融機關ハ補償ヲ受クベキ金融機關タルコトヲ得ズ

第二十九條 關係市町村ハ縣ノ支拂ヒタル補償金ノ四分ノ一ニ相當スル金額ヲ別ニ定ムル方法ニ依リ縣ニ納付スル義務アルモノトス

◇鳥取縣告示第四百四十八號

昭和十九年一月鳥取縣告示第八號(竹製品ノ最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十九年八月四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

三 家庭用品 22 及至 24 ノ規格寸法ノ欄中「口径」ノ外口径ニ改メ、50 ノ次ニ左ノ如ク加フ

51	花立	口径一寸以上	一五、一八
	竹製幕用一組二本	口径一寸以上	一五、一八